

お知らせ

のぎ健康マイレージ事業に登録している方へ
問健康福祉課 ㊟(57)4171

町民の皆さんの健康づくりを応援するため、ご希望の方に健康マイレージカードをお配りしました。登録された方で、健康づくりに関するポイントを5ポイント以上貯めた方には、記念品(ひまわり油又は図書カード)を贈呈いたします。記念品の贈呈はお1人につき1回です。

【贈呈期間】

2月28日(金)まで

※期間を過ぎてからの申請は、受付できませんのでご了承ください。

【申請方法】

①健康マイレージカードの必須項目(目標1、4)を含む、5ポイント以上貯まったら、カードに必要事項を記入の上、保健センター(健康福祉課健康増進係)の窓口申請してください。

②申請は、原則本人か同居の家族までとします。また、申請には健診・検診の受診を確認できるもの(受診案内や結果書等)と身分証が必要です。

ひまわり館 子育てサロン
問子ども教育課 ㊟(57)4138

子育てに関するテーマをもとに、相談や保護者同士の交流の場として、妊娠中の方から、おじいちゃんおばあちゃんまで、誰でも気軽に利用できます。

2月は『おはなし♪ゆりかご』のみなさんに、絵本と一緒に子育てする楽しさについてお話いただきます。

どうぞお気軽にお立ち寄りください。

日 2月18日(火) 10時～11時30分
所 ひまわり館 キッズルーム
容 お子さんと一緒に絵本を楽しみましょう

※1歳未満のお子さん向け
対町在住者

¥無料
申不要



乗用車等の不正改造による騒音について
問生活環境課 ㊟(57)4131

乗用車等への基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは排気音が増大し、近隣住民に騒音被害を及ぼす恐れがあります。

こういった不正改造を実施した者には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

また、不正改造車を使用しただけでも使用停止処分あるいは整備命令が下されることとなりますので、車両の不正改造とその使用は絶対にやめましょう。

森林法による手続きについて

問産業課 ㊟(57)4151

森林の取得や伐採の際には、森林法によって手続きが必要となる場合があります。

【対象者】

・売買や相続、贈与等により森林を新たに取得した方
・森林の伐採を予定している方
(どちら個人か法人かを問)

わす対象になります)
【提出期限(森林取得者)】

所有者となった日から90日以内(取得した土地のある市町村長へ)

【提出期限(伐採予定者)】

・1ha未満 伐採届
↓伐採する30日前まで
・1ha以上 林地開発許可申請
↓伐採する60日前まで

※書類の審査等の都合上、余裕を持って届出ください。

※手続きが必要かどうかについては問合せ先へご確認ください。

野木町消費生活講演会

問産業課 ㊟(57)4240

自分は騙されたいと思っても後を絶たない金融犯罪のさまざまな手口と被害を防ぐ対策について、町民の皆様を対象に講演会を開催します。

日 2月21日(金) 13時30分～15時

所 ホープ館

容 金融犯罪の手口と対策

【講師】

(二社)栃木県銀行協会専務理事
齋藤 隆 氏

¥無料

申不要